

[事案 2020-355] 新契約無効請求

・令和3年8月27日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明により契約内容を誤信したとして、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年2月に契約した終身保険について、募集人から、加入していた保険が満期になったときに新しい保険に入らないかと提案され、似たような保険と説明されたことから、満期時にはお金が増える保険だと誤った理解をして契約した。お金が増える保険でないのであれば不要な保険だったので、契約を無効にし、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書を用いて、保険料総額が保障内容を上回ることを説明している。また、申立人も、設計書で説明を受けたことを認めている。
- (2)設計書には、基本契約または特約の種別ごとに保険金額および保険料額が記載され、死亡保険金等が基準保険金額から生存保険金の合計額を差し引いた金額となることが明記されている。
- (3)申込書には、死亡保険金額、払込保険料額が明記されており、申立人は署名押印をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約申込当時の状況と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。